

瀬戸市公契約条例施行規則をここに公布する。

令和3年7月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第17号

瀬戸市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市公契約条例（令和3年瀬戸市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定公契約)

第2条 条例第2条第2号の特定公契約は、次に掲げる公契約に該当するものとする。

- (1) 予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上の次に掲げる業務の委託に関する契約
  - ア 市庁舎の清掃の業務
  - イ 市庁舎の電話交換又は受付の業務
  - ウ 給食調理の業務

2 前項第2号の予定価格は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 契約期間が1年以下の契約 予定価格の額
- (2) 契約期間が1年を超える契約 予定価格を契約月数で除して得た額に1.2を乗じて得た額

(契約書の記載事項)

第3条 特定公契約の契約書には、適正な労働条件の確保についての報告に関する特約条項（別記様式）を添付しなければならない。ただし、契

約書中に当該特約条項に掲げる内容を記載する場合は、この限りでない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行し、同日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる特定公契約について適用する。

## 別記様式（第3条関係）

### 適正な労働条件の確保についての報告に関する特約条項

#### （総則）

第1条 この特約条項は、発注者と受注者との契約に瀬戸市公契約条例（令和3年瀬戸市条例第21号）第6条に定める適正な労働条件の確保についての報告を適用するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 この特約条項は、この特約条項が添付される契約と一体を成す。

#### （労働条件報告書の提出）

第2条 受注者は、この契約の履行における自ら使用する労働者に係る労働条件報告書を作成し、この契約締結後、速やかに発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、この契約に係る業務の一部を第三者に受注させるときは、当該第三者に対し、労働条件報告書を作成させ、受注に係る契約締結後、速やかに受注者に提出させ、それらを取りまとめ、発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、受注者から業務を受注した下請負者がこの契約に係る業務の一部を第三者に受注させるときは、当該下請負者に対し、労働条件報告書を当該第三者に作成させ、受注に係る契約締結後、速やかに当該第三者から当該下請負人を通じて受注者に提出させ、それらを取りまとめ、発注者に提出しなければならない。数次にわたり受注に係る契約が締結されるときも同様に扱うものとし、受注者は、労働条件報告書を全ての下請負者から受注者に提出させるものとする。